

第2部

地球環境の保全・
循環型社会の実現に向けて

1. 総合的な環境施策の推進

(1) 環境基本条例

平成10年2月、江東区における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、江東区環境基本計画が策定されました。その中で、環境の保全に関する理念を示すとともに、区民・事業者及び区の役割分担と連携による環境作りの推進を図るため、環境基本条例の制定が求められたことを受け、平成10年12月に江東区環境基本条例が制定されました。

具体的には、地域及び地球環境の保全を推進するための基本理念と区民・事業者・区が一体となった取り組みを定めた「第1章 総則」、江東区環境基本計画を中心とした環境保全施策の推進等を定めた「第2章 環境の保全に関する施策」、及び環境保全の基本事項を審議するための機関の設置を定めた「第3章 江東区環境審議会」等により構成されています。

なお、本条例第20条に規定する江東区環境審議会については、環境基本法第44条の市町村環境審議会として設置しています。

<条例の概要>

環境基本条例の構成

第1章 総則

第1条

(目的) ■現在及び将来の区民の安全で健康かつ快適な生活の実現に寄与

第2条

(定義) ■環境の保全 ■環境への負荷

第3条

(基本理念) ■安全で健康かつ快適な生活を営める環境の確保と将来の世代への継承

■環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

■4つの都市像の実現

第4条 (パートナーシップの形成) 第5条 (区の責務)

第6条 (区民の責務) 第7条 (事業者の責務)

第2章 環境の保全に関する施策

第8条 (環境基本計画) 第9条 (環境白書)

第10条 (施策の推進のための措置) 第11条 (区民等の意見の申出)

第12条 (事業者への要請) 第13条 (誘導的措置)

第14条 (情報の提供) 第15条 (環境学習の推進)

第16条 (調査及び研究の実施等) 第17条 (監視及び測定等)

第18条 (国及び東京都等との協力) 第19条 (地球環境の保全の推進)

第3章 江東区環境審議会

第20条 (設置)

第21条 (組織等)

第4章 雑則

第22条 (委任)

(2) 環境基本計画

<環境基本計画とは>

環境基本計画は、区における環境行政の基本指針となるものです。

平成10年2月に策定された江東区環境基本計画は、21世紀に向けて公害の防止や快適な環境を保全・創出するとともに、かけがえのない地球を次の世代に引き継ぐために、地域特性に応じた環境目標の設定や、環境保全施策の方向など、区の公害・環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ることをその内容としていました。

平成16年3月に改定された環境基本計画では、江東区環境基本条例の前文に謳われている「水と緑に彩られた、環境にやさしい都市の創造をめざす」を目標として、江東区の望ましい都市像を、「水に学び、水を活かし、水と親しむ都市(まち)・江東区」と設定しました。

改定した環境基本計画では、この望ましい環境像と4つの都市像、「環境配慮都市」「自然共生都市」「健康安全都市」及び「快適文化都市」を実現するために基本施策、施策メニュー、目標、及び重点プログラムを定めました。計画は、改定からおおむね5年間で見直しを行うとしています。

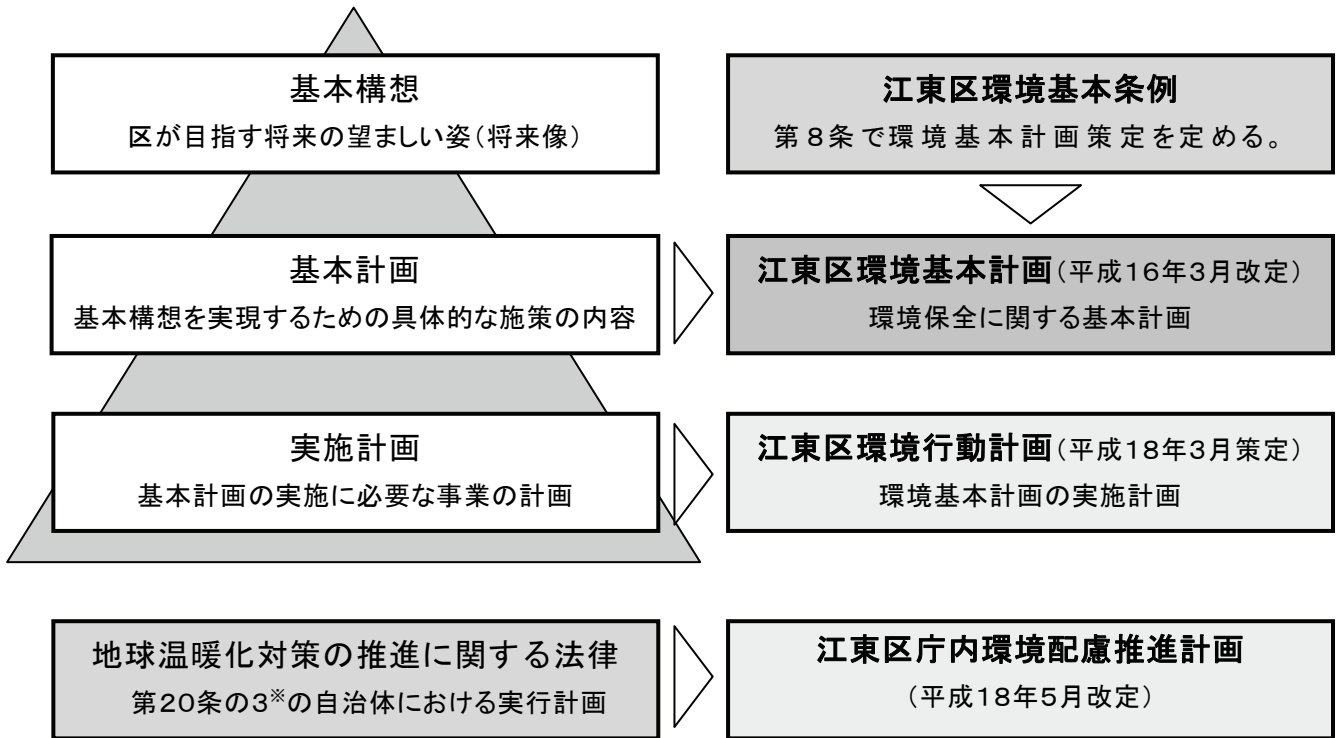
改定後の5年間においては、若洲の風力発電施設の建設及び活用、江東区環境行動計画の策定、環境学習情報館えこっくる江東の開設、一般廃棄物処理基本計画の改定が実施される等、区の環境情勢の変化がありました。

<計画の位置づけ>

「江東区環境基本計画」の策定にあたっては、国や都の環境基本計画との整合をとり、国、都、他の自治体との連携に配慮しています。

また、「江東区基本構想」を実現するため「江東区長期計画」を環境面から支えるもので、環境に関連する最上位の総合計画として、地域の環境保全活動の基本的方向を定めるとともに、他の行政計画や各種施策における環境配慮のあり方を示しています。

図表 2-1 【江東区環境基本計画の位置づけ】



※第20条の3 「地方公共団体実行計画等」(平成20年6月 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正)については、P50をご参照下さい。

<環境基本計画の概要>

「江東区環境基本計画」(平成16年3月改定版)の概要は、以下のとおりです。

■計画の意義と目的

本計画は、平成10年2月に環境の保全に関する総合計画として初めて策定されました。16年3月に改定された本計画では、21世紀に向けての公害の防止や快適な環境を保全・創出するとともに、かけがえのない地球を次の世代に引き継ぐべく、地域特性に応じた環境目標の設定や、環境保全施策の方向など、区の公害・環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ることをその内容としています。

■計画がめざす環境像と4つの都市像

本計画が目指す環境像を「水に学び、水を活かし、水と親しむ都市(まち)・江東区」と設定し、イメージを具体化した姿として「環境配慮都市」「自然共生都市」「健康安全都市」「快適文化都市」の4つの都市像を掲げています。

■取り組むべき新たな課題

本計画では、今後取り組むべき課題として3つの施策を取り上げています。

- (1) ヒートアイランド対策
- (2) 自然エネルギーの活用
- (3) 環境学習充実のための施設設備

大都市を中心に都市部で進行しているヒートアイランド対策の実施と、太陽光や風力などを利用した自然エネルギーの活用、そして環境学習、環境情報の提供・発信、環境活動の場としての環境学習施設の整備を図ります。

■ 4つの都市像と19の基本施策

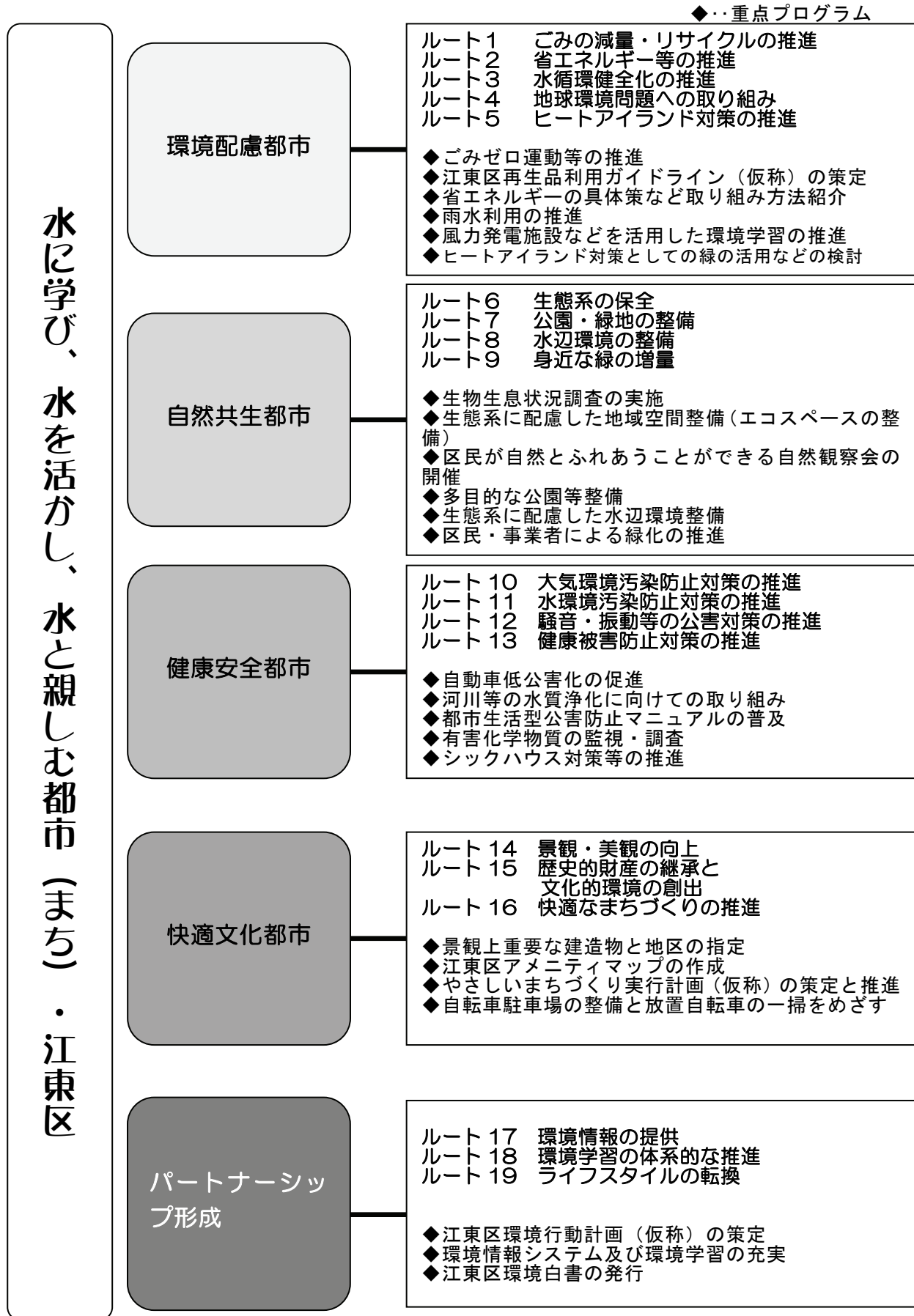
望ましい環境像と4つの都市像を実現するために、19の基本施策を展開しています。それぞれの施策は、区民・事業者・区等のパートナーシップ（連携）の形成のもとに、目標とする環境像や都市像にいたる様々な道筋（ルート）を示します。19のルートを総合的にたどることによって、持続可能な江東区を実現することができます。

< 取り組みと進捗状況 >

環境基本計画では、区民・事業者・区等のパートナーシップを形成し、めざすべき4つの都市像を実現するために、各都市像ごとに、特に有効と思われる施策について24本の**重点プログラム**を設定し、進捗状況について毎年環境審議会へ報告しています。また各プログラムの進捗状況結果については、各担当部署により自己評価（A、B、Cの三段階評価）を行っています。

各重点プログラムの取組内容及び直近（平成20年度）の進捗状況表については【資料編】にまとめています。

図表 2-2 【4つの都市像・19の基本施策・24の重点プログラム】



(3) あらたな環境基本計画の改定に向けて

現在の環境基本計画が平成16年3月に改定されて、以後5年が経過しました。この間、江東区では、急激な人口増加や臨海部を中心とした大規模開発など、計画改定時には想定していなかった社会状況の変化が起きています。また、都市型・生活型公害（大気汚染、水質汚濁、騒音・振動）などの環境問題は依然として残されており、さらに最も大きな課題として地球温暖化の顕在化、気候変動のもたらす危機がかつてなく高まっています。

平成17年には京都議定書が発効となり、日本は平成24年までに温室効果ガス排出量を6%削減（1990年比）することを世界に向け約束しました。地方行政についても、地球温暖化防止に向け積極的な取り組みが求められており、本区においても、総合的・計画的な地球温暖化対策構築の必要性が高まっています。

これらの状況変化を踏まえつつ、今後、区民・事業者・区が何をすべきかを示す現実的かつ具体的な内容となるよう、環境基本計画をあらたに改定します。

また改定する計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）において、地方公共団体の責務として策定が求められている*、温室効果ガス排出抑制のための総合的・計画的な施策である「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（注：旧「地球温暖化対策地域推進計画」H21.6呼称改訂）意義も包含したものとなります。

江東区の伝統及び水彩都市の姿を守りながら、低炭素社会への移行・実現を目指していきます。

※地球温暖化対策の推進に関する法律で規定される条文

区域全体の施策に係る努力義務

（国及び地方公共団体の施策）

第二十条（略）

2 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

事務・事業に関する計画策定義務

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の**事務及び事業**に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

区域全体の施策の策定義務

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

区域全体の施策に係る義務的記載事項（4項目）

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

関連施策と連携した排出抑制等

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

5～11（略）

*なお、区域全体の温室効果ガスの排出抑制等のための計画は、これまで「地球温暖化対策地域推進計画」の名を用いていましたが、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（平成20年6月）を機に、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（略称「新実行計画（区域施策）」）とし、従前の地方公共団体実行計画については、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」（略称「新実行計画（事務事業）」）とすることとします。

（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）平成21年6月 環境省 より）

(4) 環境審議会

江東区環境審議会は、江東区環境基本計画および環境の保全に関する基本的な事項を調査審議することを目的とし、江東区環境基本条例により設置が定められた区長の附属機関で、平成11年4月に設置されました。

委員の定数は14名以内で、平成21年5月現在の状況は、区議会議員（2名）、学識経験者（5名）、区民（4名、内2名は公募）、事業者（3名）となっています。

また、環境審議会には必要に応じて専門委員会を設置することができ、これまでに環境基本計画改定、一般廃棄物処理基本計画策定及び改定、環境行動計画策定等の際に設置されています。

なお、環境審議会及び環境審議会専門委員会は公開されており、区民であればどなたでも傍聴できます。開催予定については区報・区ホームページでお知らせしています。

これまでの、環境審議会の各年度開催状況・審議内容は、次のとおりです。

【平成17年度】

第1回	H17.6.3	【議題】	1. 環境基本計画重点プログラムの進捗状況について
			2. 環境行動計画策定検討委員会の報告について
第2回	H17.10.28	【議題】	1. 江東区環境行動計画(仮称)～中間のまとめ～について
			2. 環境センター(仮称)内環境学習施設の展示設計について
			3. 平成16年度環境負荷調査結果の中間報告について
第3回	H17.12.16	【議題】	1. 江東区環境審議会委員の紹介について
			2. 会長、副会長の選出について
			3. 江東区環境行動計画(仮称)～中間のまとめ～について
			4. 平成16年度環境負荷調査結果の外部監査について
			5. 江東区一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき考え方について(諮問)
第4回	H18.2.10	【議題】	1. 江東区環境行動計画(仮称)～中間のまとめ～に対する区民意見の報告について
			2. 江東区環境行動計画(仮称)の最終報告について
			3. 江東区市内環境配慮推進計画に基づく平成16年度環境監査の結果について
			4. 江東区市内環境配慮推進計画の後期目標値について
第5回	H18.3.7	【議題】	1. 江東区環境行動計画～最終報告～への意見具申について
			2. 江東区市内環境配慮推進計画後期計画の見直しについて

【平成18年度】

第1回	H18.6.2	【議題】	1. 江東区環境審議会委員の就任について
			2. 江東区環境基本計画重点プログラムの進捗状況について
			3. 江東区庁内環境配慮推進計画後期計画について
			4. 専門委員会の審議状況について
			5. その他
第2回	H18.8.8	【議題】	1. 「江東区一般廃棄物処理基本計画」に盛り込むべき考え方について
			2. その他
		【報告】	1. 江東区環境センター(仮称)内環境学習施設の展示設計について
			2. 江東区環境センター(仮称)内環境学習施設名称及びキャラクターの決定について
第3回	H18.8.21	【議題】	1. 「江東区一般廃棄物処理基本計画」に盛り込むべき考え方について」答申(案)について
			2. その他
		【報告】	1. 東京都廃棄物審議会答申「東京都廃棄物処理計画の改定について」
第4回	H18.12.8	【議題】	1. 平成17年度環境負荷調査結果について
			2. 平成17年度環境負荷調査結果の外部監査について
			3. 江東区一般廃棄物処理基本計画(案)について
			4. 環境学習施設の施設概要について
			5. その他
第5回	H19.3.19	【議題】	1. 江東区庁内環境配慮推進計画に基づく平成17年度環境負荷調査結果について(意見)
			2. 江東区一般廃棄物処理基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果及び計画の策定について
		【報告】	1. 江東区環境学習情報館について
			2. PCB 処理施設について

【平成19年度】

第1回	H19.7.13	【議題】	1. 江東区環境審議会委員の就任及び辞任について
			2. 江東区環境基本計画重点プログラム及び江東区環境行動計画の進捗状況について
			3. その他
		【報告】	1. 廃蛍光管回収事業について

第2回	H19.10.19	【議題】	1. 江東区環境基本条例施行規則の改正について
			2. 江東区環境白書の発行について
			3. 平成18年度環境負荷調査結果の中間報告について
			4. その他
		【報告】	1. バイオマス利用技術開発のための実証試験について
			2. チーム・マイナス6%への参加について
第3回	H20.1.25	【議題】	1. 江東区環境審議会委員の就任について
			2. 平成18年度環境負荷調査結果について
			3. 江東区市内環境配慮推進計画に基づく平成18年度環境監査の結果について(意見)
			4. その他
		【報告】	1. 「江東区の環境」の発行について
			2. 「江東区報」による啓発について
			3. 家庭系廃蛍光管回収事業(協力店方式)について
			4. 廃プラスチックのリサイクル実施の検討について
第4回	H20.3.18	【議題】	1. 平成19年度第3回環境審議会会議録について
		【報告】	1. カーボンマイナスこどもアクションについて
		【視察】	バイオマス実証試験施設及び環境学習情報館えこっくる江東

【平成20年度】

第1回	H20.6.25	【議題】	1. 会長の選任について
			2. 会長職務代理の選任について
			3. 江東区環境基本計画及び江東区環境行動計画の進捗状況について
			4. 23区における廃プラスチック資源化の現状について
			5. その他(第1回江東区環境フェアについて)
第2回	H20.9.10	【議題】	1. 地球温暖化対策について
			2. その他
		【報告】	1. 江東区環境審議会専門委員会の審議状況について
2. 第1回江東区環境フェアについて			
3. その他			
第3回	H20.10.29	【議題】	1. 専門委員会のまとめ(リサイクル品目の拡大等について)
			2. 平成19年度環境負荷調査結果の中間報告について
			3. その他

第4回	H21.1.9	【議題】	1. 平成19年度環境負荷調査結果について
			2. 江東区庁内環境配慮推進計画に基づく平成19年度環境監査の結果について(意見)
			3. その他
		【報告】	1. 「カーボンマイナスこどもアクション」実施結果について
			2. オフィスビル等のごみからバイオガスを回収する実証試験の実施について
			3. 資源とごみの分け方出張説明会開催状況等について
第5回	H21.3.26	【議題】	1. 平成20年度第4回環境審議会会議録について
		【報告】	1. 江東区環境基本計画改定について
			2. 江東区地球温暖化防止設備導入助成事業について
		【視察】	バイオマス実証試験施設及び環境学習情報館えこつくる江東

2. 地球温暖化防止への取り組み

(1) 再生可能エネルギー利用等の取り組み

<再生可能エネルギー利用等の現状と取り組み>

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオなど、再生可能エネルギー利用の必要性・実用性が高まってきています。

これらのエネルギーは、環境への負荷が小さいことが特長で、持続可能な社会をめざすためには、一層の利用促進が不可欠です。

しかし、これらの設備は、設置に多くの経費を必要とすること、騒音・振動・悪臭など周囲へ及ぼす影響などの問題で設置場所に制約があることなどを踏まえると、都市部での利用は限定的なものとなってしまいます。

江東区では、地理的条件を活かし、平成15年度に若洲公園内に風力発電施設（1基）を建設しました。定格（最大）出力は1,950kW、年間想定発電量は350万kWh（一般家庭の約1,000世帯分）で、発電された電力は売電しています。また、公園内の多目的広場の一部を、風車を中心とした自然エネルギーをテーマとした環境学習スペースとして利用しています。

また、区内にある新江東清掃工場や有明清掃工場では、ごみ焼却時に発生する熱を発電に利用したり、周辺施設に温水として供給したりするなど、エネルギーの有効利用を図っています。

その他、雨水利用については、文化センターをはじめ小・中学校を含む区施設46箇所（平成20年度末現在）で導入され、引き続き新規施設、改修施設について可能なものは原則として導入していく予定です。単に貯留するだけでなく、トイレの洗浄水や車の洗浄、散水などに広く利用されています。

平成18年度には、江東区防災センター及び環境学習情報館「えこっくる江東」に太陽光パネルが導入され、環境負荷削減に貢献しています。平成19年度には深川第三中学校、平成20年度には大島南央小学校に太陽光パネルが設置されています。平成21年度以降も、順次、小学校等に設置していく予定です。



若洲風力発電施設

図表2-3 再生可能エネルギーが導入されている区有施設

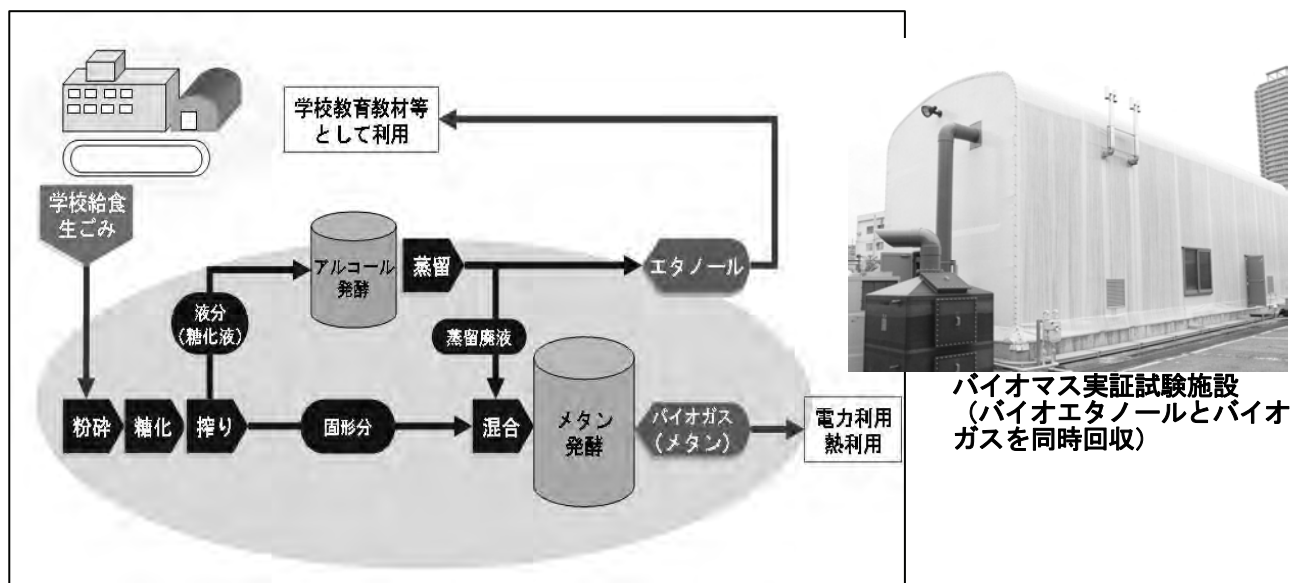
	施設	発電電力量 (kWh)				
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
風力発電	若洲風力発電施設	223,920	2,863,824	2,467,896	2,435,352	2,002,584
太陽光発電	防災センター				3,851 (0)	4,876 (0)
	環境学習情報館 えこっくる江東				4,218 (0)	27,040 (54)
	深川第三中学校					6,795 (72)
合計		223,920	2,863,824	2,467,896	2,443,421 (0)	2,041,295 (126)

※太陽光発電の下段（ ）内の数字は、発電電力量のうち自家消費分を超える余剰電力として一般電気事業者へ売電した電力量

【バイオマス実証試験】

平成20年2月から1年間、東京ガス(株)、(財)東京都環境整備公社と共同で、区内小中学校の給食等の生ごみからバイオエタノールとバイオガスを同時回収する実証試験を実施しました(実証試験施設は江東区清掃事務所の敷地内)。回収量はバイオエタノール5ℓ/日、バイオガス20m³/日程度で、回収されたバイオエタノールはアルコールランプなど学校教育用として利用し、バイオガスは施設で使用するガスエンジンの燃料として有効利用しました。施設見学会なども実施し環境教育にも活用しました(注:本実証試験は環境省の「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の採択を受けて実施されました)。

図表2-4 システムフロー図及び施設外観



また、上記実証試験終了後、あらたに乾式メタン発酵法活用による都市型バイオマスエネルギーの実証試験を開始しました(東京ガス(株)、(財)東京都環境整備公社との共同)。これまでの実証試験施設は無くなり、新たに同清掃事務所の敷地内に乾式メタン実証試験の施設を開設し、実験を行っています。

具体的には、江東区内のオフィスビル等から発生する1日当たり合計300kgの紙ごみと厨芥(厨房から出る食品ごみ)から、バイオガスを回収します。バイオガス回収量はごみ1tあたり150m³を目標とし、発生したバイオガスは都市ガスと混合し燃焼させ、発生した蒸気の一部を実験装置に使用します。今回の実証試験では、都市部バイオマス資源を有効利用できる最適なシステム構築を目的としています。試験期間は2年間です。

(2) 区民・地域との取り組み(省エネルギー・省CO₂の推進)

<江東区カーボンマイナス事業>

江東区では主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)排出量の約2割が家庭から排出されています。地域における地球温暖化対策としては、家庭からのCO₂排出量を削減することが大きな課題となっています。本区では、これらの課題を解決するための取り組みとして、平成20年度

より「江東区カーボンマイナス事業」を開始し、「カーボンマイナスこどもアクション」「江東区環境家計簿（WEB版）」を実施しています。

【カーボンマイナスこどもアクション】

「カーボンマイナスこどもアクション」事業は、環境学習の一環として、区内小学校の児童に、「環境に配慮した行動」の実践結果を、保護者の皆様と一緒に記録してもらうものです（目標が実行できた日に○か◎をつける簡易なシート形式。○及び◎の数によりCO₂削減量がわかります）。こどもたちには日常生活の環境負荷について考える機会を与え、家庭に対しては環境意識の浸透・定着を図っています。

平成20年度は、区内全小学校の5年生に夏休み期間中に組んでもらい、73.8%の児童からシートが提出されました。全体では合計51,939kgのCO₂を減らすことができました。これは、サッカーボール5,193,900個の体積に相当します。

平成21年1月14日には、成績の良かった16校を招いて、「ティアラこうとう」にて表彰式を開催しました。順位については、「学校全体でどれだけ多くのみなさんがカーボンマイナスこどもアクションのシートを提出したかを表す参加率」と「1人ひとりがどれだけCO₂を減らしたかを表す削減量」をもとに点数をつけて決めました。

表彰式終了後は、日本科学未来館（江東区青海2-41）のスタッフによる自然エネルギーなどをテーマにした実験や、館長で宇宙飛行士の毛利衛さんによる「地球人としてのわたしたち」をテーマとした環境問題に関する講演が行われました。

平成21年度は、対象を区内小学校5年生及び6年生に拡大します。2年間継続して取り組むことで、こども達の環境意識をより確かなものにする効果が期待できます。

また、本事業の実施にあたっては「江東区カーボンマイナス事業支援実行委員会」を発足し、本事業の取組評価や協力を行うとともに、本事業の趣旨に賛同いただける企業や団体からの協賛を募りました（図表2-5）。

今後は、本委員会を、区民・事業者・区が環境問題に関する共通認識を醸成し、地域一体となってCO₂削減を進めるための様々な仕組みづくりを検討する場としていきます。



カーボンマイナスこどもアクションリーフレット



カーボンマイナスこどもアクション表彰式の様子

図表 2-5 協賛企業及び団体一覧

1 株式会社 IHI	13 株式会社 テイソウ	25 株式会社 藤給食センター
2 株式会社 アプアプ赤札堂	14 東京ガス株式会社 東部支店	26 株式会社 フジクラ
3 有明興業株式会社	15 東京商工会議所 江東支部	27 フジクラ開発株式会社
4 共立輸送株式会社	16 東京電力株式会社 東京支店	28 株式会社 フジ工営
5 株式会社 鴻池組	17 財団法人 東京都環境整備公社	29 富士工材株式会社
6 寿貿易株式会社	18 東京湾土地株式会社	30 フジサービス株式会社
7 スプリングライフ有限会社	19 トステム株式会社	31 防災エンジニアリング株式会社
8 株式会社 創装	20 株式会社 ニッショウ	32 株式会社 ホッカコーポレーション
9 大三製鋼株式会社	21 白鷹ソース株式会社	33 株式会社 前川製作所
10 株式会社 竹中工務店	22 Pathfine株式会社	34 丸八倉庫株式会社
11 株式会社 佃宝	23 株式会社 日立物流	35 山三株式会社
12 株式会社 ティーシーエス	24 深川資料館通り商店街(協)	36 レインボータウンエフエム放送株式会社

【環境家計簿（WEB版）】

平成20年7月より、環境家計簿（WEB版）※を開設しました。WEB上から毎月のエネルギー使用量等を入力することによって、誰でも簡単に、ご家庭から出るCO₂の排出量を知ることができる仕組みになっています。

家庭から出るCO₂の排出量の「見える化」により区民の意識転換を図り、各個人・家庭レベルでのCO₂排出量削減の取組強化を図っていきます。

※ 環境家計簿（WEB版）HPアドレス

<http://kankyokakeibo.city.koto.lg.jp/>



環境家計簿（WEB版）トップページ

＜地球温暖化防止設備導入助成＞

平成21年4月から、太陽エネルギー及び省エネルギー設備を導入する区民に対し、助成金の交付を始めました。CO₂削減につながる設備の導入を促進することにより、地球温暖化の防止を目指します。

対象設備は、太陽光発電システム（戸建、集合住宅）、太陽熱ソーラーシステム、太陽熱温水器、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート※）、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ※、エコフィール※）、住宅用ガス発電給湯器（エコウィル※）、家庭用燃料電池装置（エネファーム※）です。

※ 各機器に使用されている呼称は、各業界・団体等で使用されている「愛称」です。

(3) 江東区庁内環境配慮推進計画

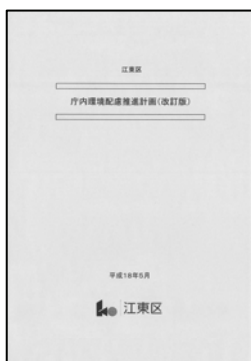
江東区環境基本計画では、区が区民・事業者に率先して環境をまもる取り組みを進めるように定めています。

江東区ではISO14001に準じた取り組みとして平成12年に江東区庁内環境配慮推進計画を策定しました。本計画は、江東区が区内の一事業者として自らが率先して環境負荷を軽減し、地球温暖化防止のために、温室効果ガスを抑制するための計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三（P50、51参照）において、地方公共団体に策定が義務付けられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」にも相当します。

本計画は、区役所庁舎だけでなく学校・保育園を含む出先職場（委託職場は除く）まで、全てを対象にしています。平成12年度を基準年度とし、平成16年度までを前期、21年度までを後期とし、それぞれに削減目標値を定め地球温暖化防止に取り組んできました。平成17年2月の「京都議定書」の発効にともない、温室効果ガスの削減が国際的な約束となるとともに、温室効果ガスの排出抑制に係る実行計画について、国の定める「京都議定書目標達成計画」に即して策定することとされました。平成17年4月には、特定の事業を行う者などに対して、環境報告書の作成、公表の義務付けと環境に配慮した事業活動の促進を図る「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」が施行されました。こうした背景から、計画の後期目標等の見直しを行い、平成18年度5月に本推進計画の改定を行いました。

またこの改定の際、区の事務事業に伴う環境負荷及び温室効果ガスの発生抑制の効果的な推進を図るため、具体的な取組マニュアルを計画の中に組み入れました。

なお、この推進計画（改訂版）については、江東区ホームページに掲載しています。



■この計画において掲げている目標は図表2-6のとおりです。

推進計画 表紙

【図表 2-6 数値目標】

	項 目	1 2年度	前期目標	前期実績	後期目標
財やサービスの購入・使用に関する取り組み	・用紙類の使用量	基	▲5%	12.6%	▲10%◆
	・電気使用量		▲5%	▲14.5%	▲16%
	・上水道使用量		▲3%	▲17.4%	▲20%
	・低公害車の導入		導入率 50%	導入率 47.2%	導入率 60%
廃棄等に関する取り組み	・廃棄物の量	準	▲5%	▲1.2%	▲10%
	・リサイクル率		リサイクル率 50%	リサイクル率 34.1%	リサイクル率 60%
建築物・土木施設の建設・管理等に関する取り組み	・環境に配慮した施行方法	年	推 進	推 進	推 進
	・熱帯材以外の型枠使用量		使用率 50%	使用率 32.6%	使用率 70%
温室効果ガス	・CO ₂ 換算値	度	▲4%	▲8.3%	▲12%

◆ 区民一人当たり使用量の対12年度比

<主な調査結果>

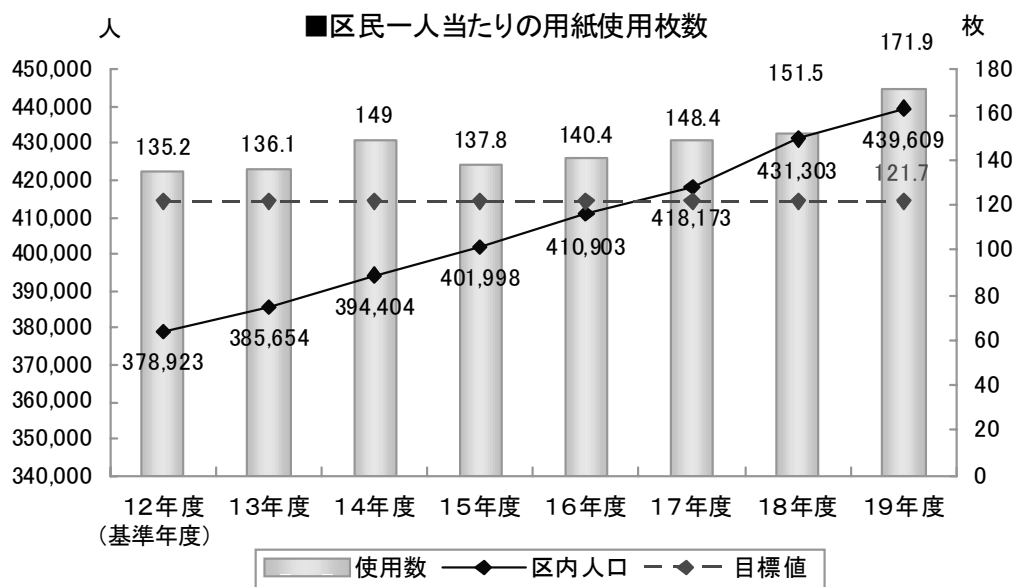
区役所の主な環境負荷調査結果（平成19年度分）については、以下のとおりです。

【用紙類使用量】

用紙類は、前年度比で区民一人あたり+20.4枚（全体量では+約1,022万枚）増加し、増減率は+13.5%（全体量では+15.6%）です。後期目標を50.2枚（全体量では+約1,789万枚）超過しています。

主な要因は、人口増によるところが大きく、それに伴い児童数も増え学校では引き続き増加傾向にあります。平成18年度から電子決裁システムが導入され、各職場においては用紙の裏面利用や在庫活用など削減への努力が見られますが、今後も引き続き、削減に向けた取組強化が必要です。

図表 2-7 区民一人当たりの用紙使用枚数

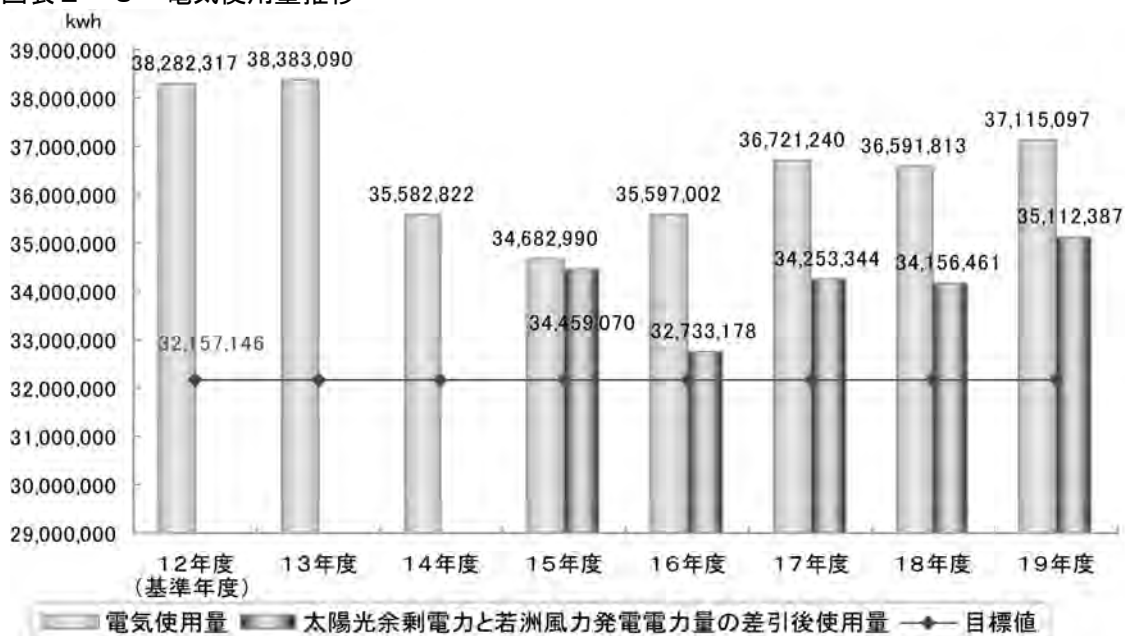


【電気使用量】

平成19年度の電気使用量は、約3,712万kWhとなり、前年度比で+約52万kWh、+1.4%の増加となりました（基準年度比▲約117万kWh、▲3.0%）。仮に、太陽光発電設備からの余剰電力分と若洲風力発電施設の発電分を加味した前提では、電気使用量は約3,511万kWhとなり、前年度比+約96万kWh、+2.8%の増加になると試算されます（基準年度比▲約317万kWh、▲8.3%）。前年度からの主な増加要因としては、平成19年度からの小学校における冷房設備の導入や風力発電電力量の減少などが挙げられます。

一方で、各職場ではこれまでも、昼休み時間の消灯や冷暖房の適温設定をはじめとしたクールビズ・ウォームビズの実施等により、電気使用量の削減に取り組んできました。また建物を新築・改築する際には、可能な限り風力発電や太陽光発電を取り入れる等、再生可能エネルギーの利用にも取り組んでいます。電気使用量削減に向け、今後も不断の努力を続けていきます。

図表 2-8 電気使用量推移



【温室効果ガス排出量】

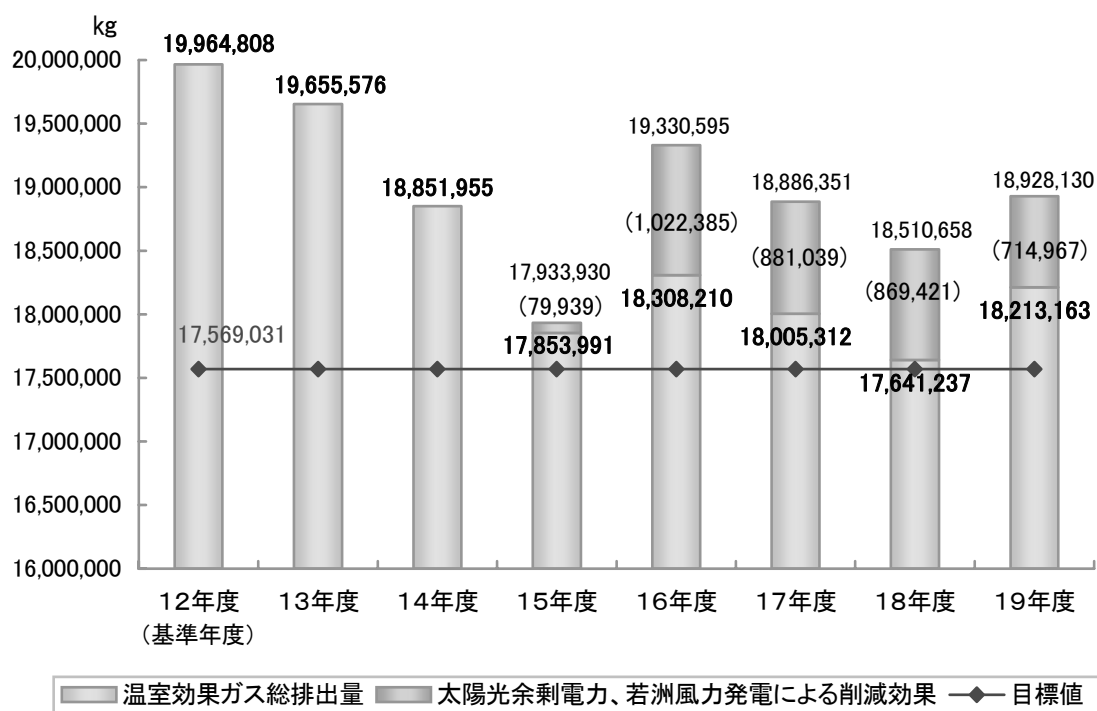
平成19年度の温室効果ガス排出量（CO₂換算値）は約1,893万kgとなり、前年度比で+約42万kg、+2.3%の増加となりました（基準年度比▲約104万kg、▲5.2%）。

仮に、太陽光発電設備からの余剰電力分と若洲風力発電施設の発電分によるCO₂削減効果を加味した前提では、温室効果ガス排出量は約1,821万kgとなり、前年度比+約57万kg、+3.2%の増加になると試算されます（基準年度比▲約175万kg、▲8.8%）。

前年度からの主な増加要因としては、前述の通り平成19年度からの小学校における冷房設備導入による電気使用量の増加や風力発電電力量の減少などに加え、CO₂排出量は季節的な気温の変動に影響されることが大きく、平成19年度は8月が記録的な猛暑となり残暑も厳しかったこと、前年の暖冬から平年並みの気温に戻ったことなどが挙げられます。

後期目標（▲12.0%）の達成に向け、今後も引き続き省エネへの努力を続けていくことが必要です。

図表2-9 温室効果ガスの総排出量（CO₂換算値）



<環境監査>

これらの調査結果は、庁内環境配慮推進本部の監査幹事による内部監査の後、環境審議会による外部監査を受け、本部長（副区長）への意見書が提出されます。

なお、外部監査の意見書についても、江東区のホームページに掲載しています。

＜今後の計画について＞

京都議定書の目標達成とともに、中長期的な温室効果ガス排出量の削減目標が求められている中、国や都は地球温暖化対策制度の改正等、削減策の強化を図っています。

国は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）並びに「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）を改正し、これまでの事業所単位から事業者単位でのエネルギー管理や温室効果ガス排出量の算定・報告等を義務付けました。

また、都は従来の「地球温暖化対策計画書制度」を強化し、大規模事業所への「温室効果ガス排出総量の削減義務と排出量取引制度」の導入を進めています。さらに中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を創設、エネルギー使用量がある一定の条件を超えた場合は、報告書を提出することを義務付けました。

現在の江東区庁内環境配慮推進計画の期間は平成21年度までとなっています。江東区役所が「改正省エネ法・温対法」「地球温暖化対策報告書制度」の対象となることを踏まえ、新たな推進計画への改定を行う予定です。

3. 公害防止の取り組み

(1) 大気汚染対策

大気汚染源には、工場・事業所・一般家庭等の固定発生源と、自動車・飛行機・船舶等の移動発生源があります。これらの排出ガス中に含まれる硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん・炭化水素・塩化水素等による複合汚染が大気汚染であり、さらに紫外線による光化学反応でオキシダント等の二次汚染を生んでいます。

また、ごみの焼却によるダイオキシン類汚染が新たな社会問題になるなど、近年大気汚染はその発生源、汚染源とともに複雑、多様化してきています。

なお、浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子（PM $_{2.5}$ ）は健康への影響が懸念されるために、現在、環境省が環境基準設定の準備を進めています。

東京都の調査結果によれば、江東区などの東京港沿岸地域では区部平均より二酸化窒素は約 2 割、二酸化硫黄は約 3 割高くなっています。これは港内に停泊する船舶からの排出ガスが原因の一つとして考えられています。船舶排出ガス規制は平成 17 年に海洋汚染防止法の改正により実施されましたが、さらに対策を強化する必要があります。本区は国や都の動向に注目しつつ対策に努めます。

<固定発生源対策>

大気汚染の主な原因となっている汚染物質を排出する工場・事業場からの排出を抑制するために、環境対策課では環境確保条例や都の指導要綱に基づく規制や指導を行っています。

a) ばいじん

工場・事業場から排出されるばいじんは、燃料の石炭から石油・天然ガスへの転換や集じん装置の設置の普及により、かなり改善されました。環境対策課では、毎年定期的に清掃工場・合板製造工場等のばい煙発生施設を対象にばい煙調査を行い、ばいじん等の発生の排出を監視しています。

また、法律、条例の基準を満たさない焼却炉は環境確保条例で例外的に認められているもの以外、原則として設置が禁止されています。法律、条例の基準を満たさない焼却炉を小型焼却炉と言いますが、これは、火床面積 0.5 ㎡未満かつ、燃焼能力 50 kg/時未満のものをいいます。

江東区では、区立の小中学校や幼稚園、保育園、出張所等の小型廃棄物焼却炉の使用を中止しました。また、区民や事業者には法律、条例の規制基準を満たさない焼却炉を使用しないように指導しています。

b) 硫黄酸化物（SO $_x$ ）

硫黄酸化物は、総量規制、燃料規制（重油等の燃料中の硫黄分を規制）K値規制（煙突の高さに応じて排出量を規制）により規制しています。環境対策課では、毎年定期的にばい煙調査を行い、硫黄酸化物の排出を監視しています。

c) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物の排出規制は、大気汚染防止法に基づき総量規制や濃度規制が行われています。

さらに、ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関等内燃機関については、環境確保条例に基づく基準で法より厳しい基準を定めています。

d) 有害ガス

アンモニア、硫化水素、ベンゼン、有機塩素化合物等の有害ガスを発生する施設に対しては、環境確保条例に基づく規制や指導を行っています。

e) ダイオキシン類

近年、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類による汚染が全国的に大きな問題になりました。東京都はダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、指導を行っています。環境確保条例では、小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野外焼却は、ダイオキシン類やばいじん等の発生の抑制が難しいことなどから、周辺環境等への支障を防ぐために禁止されています。

江東区では a) のばいじん同様、区立の小中学校等における小型廃棄物焼却炉の使用を中止し、区民や事業者に法律及び条例の規制基準を満たさない焼却炉を使用しないよう指導を行っています。

<移動発生源対策>

移動発生源の大気汚染については、特に自動車の排出ガスによる汚染が問題となっており、自動車交通量の多い江東区でも早急な自動車対策が求められています。

昭和40年代以降から、自動車交通量が増大したことに伴い、一酸化炭素、窒素酸化物などの自動車排出ガスによる大気汚染が問題となりました。特に東京やその周辺においては光化学スモッグの発生が頻繁にみられるなど、自動車排出ガスの大気への影響が深刻なものになりました。

自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」や「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「NO_x・PM法」と言います。）」等により規制がなされています。

大気汚染防止法では、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ディーゼル黒煙について、国が自動車単体における自動車排出ガス量の許容限度を定めることになっています。自動車による大気汚染の特に大きな要因となっているディーゼル車の窒素酸化物や粒子状物質については、長期規制（平成11年）、新短期規制（平成16年）、新長期規制（平成17年）により近年、許容限度が逐次強化されてきました。そして平成21年10月からは、世界最高水準の厳しい規制である「ポスト新長期規制」が施行される予定であり、この規制の実施により新長期規制よりさらに窒素酸化物を40～65%、粒子状物質を53～64%、それぞれ大幅に低減できることとなります。

大気汚染防止法は新車だけに規制を行っているのに対し、NO_x・PM法では、使用過程車も規制の対象となっています。具体的には、大都市圏の特定地域において、使用車種規制など特別な措

置を行い、規制の対象となる車両は対策地域内での新規登録及び車検証の継続ができなくなることから、すでに使用されている車両でも排出基準を満たさないものについては、一定期間が過ぎると対策地域内では使用できなくなります。

ただ、NO_x・PM法では、対策地域外から流入してくる車両が対策地域内を走行することを妨げません。そのため、東京都の環境確保条例では、排出基準を満たさない車両が都内を走行すること自体を禁止しています。これによると、一般の乗用車を除くディーゼル車は、条例の粒子状物質排出基準に適合しない場合、新車登録から7年たつと都内では走行できなくなります。このため、低公害車への転換か、東京都が指定する粒子状物質減少装置を装着しなければなりません。東京都では、この粒子状物質減少装置を購入する費用の助成制度を設けており、江東区でも、平成15年から東京都の助成金に上乗せする形で助成を行っています。

平成21年現在、NO_x・PM法や環境確保条例等の規制により都内の大気環境は改善が見られており、浮遊粒子状物質についてはほとんどの測定局で環境基準を達成しています。ただ、二酸化窒素の濃度は横ばいが続いており、光化学オキシダントにおいては環境基準を達成できておらず、課題はまだ多く残っているのが現状です。

江東区では、より良い大気環境を実現するため、粒子状物質減少装置装着助成をはじめ、中小企業における低公害車への転換を進めるため、環境保全対策資金による融資斡旋を実施し、自動車の適正運転と自動車排出ガスを減少させるためにアイドリング・ストップ運動を展開しています。

(2) 水質汚濁対策

河川や海域の水質汚濁を防止するために、事業所からの排水に対して、水質汚濁防止法、下水道法、環境確保条例による規制が行われています。江東区内の下水道普及率はほぼ100%ですが、砂町、有明両水再生センター（下水道処理場）を始め、いくつかの事業所においては、直接河川や海域などの公共用水域に汚水を排出しています。江東区は、これらの事業所に対して、環境確保条例に基づいて、事業所の排水中のpH、COD、BOD、重金属類などを検査しています。

事業所が規制基準に適合しない汚水を排出している場合は、排水処理装置の設置など改善措置を指導します。

排水量の寄与率でみると、江東区では、砂町、有明両水再生センターの排水量が全事業所の排水量の大部分を占め、水再生センターの排水が水環境へ大きな影響を与えていることがわかります。東京湾の富栄養化を防止するためには、水再生センターの高度処理を推進して、下水処理水の水質を向上し、特に窒素、リンをさらに除去することが必要です。

また、東京の下水道には、雨水と汚水を同じ管で流す合流式と、別の管になっている分流式がありますが、江東区は、埋立地の一部地域を除けばほとんど全域が合流式です。墨田川と荒川に囲まれた通称江東デルタ地帯[※]には、雨水の排除に対応するためポンプ所が30ヶ所あります（平成20年4月1日現在）。大量降雨時には、浸水対策のために各ポンプ所から必要に応じて排水が行われますが、その排水中には未処理の汚水が含まれていて、これが河川や海域における水質汚濁の原因にもなっています。都下水道局では合流式下水道の環境改善対策として、平成20年度までに砂町水再生センター内に雨水貯留施設を設置したり、大島ポンプ所等のポンプ所で環境改善対策を実施したほか、今後もポンプ所の改善を計画しています。本区は区内河川の水質状況を考慮しつつ下

水道局等の関係機関と連携して水質の改善に努めます。

(※江東デルタ地帯・・・この地域は地盤沈下のため地面の高さが海水面より低く、地盤も弱い。)

(3) 騒音・振動対策

騒音、振動による環境悪化を防ぐために、騒音規制法、振動規制法、環境確保条例で規制基準が定められています。事業場等がこれらの規制基準に適合しない場合は、防音工事等の対策を行わなければなりません。

解体・建設作業についても近年は苦情が多くよせられており、作業時間や敷地境界における騒音、振動の規制基準を守って作業するよう指導しています。

また最近では、音響機器などの使用による飲食店からの夜間騒音や、空調機器の使用に伴う騒音などが問題になっています。これらの対策として、使用時間の制限や音源を囲って遮音する方法、低騒音機種への交換等がありますが、事例に適合する対策をとるよう指導しています。

江東区では道路の交通騒音、振動について、騒音規制法、振動規制法に基づく騒音、振動調査を行っています。調査の結果は東京都に報告し、東京都は23区全体をまとめて、道路管理者に資料提供し、要請限度を超えている場合は、順次、低騒音舗装の整備や、防音壁の設置等、騒音を下げよう対策をとるよう要請しています。

(4) 悪臭対策

悪臭防止法は、平成7年に改正され、悪臭の原因となる22物質を指定して、それぞれの臭気物質について濃度基準を定める物質濃度規制と、人の嗅覚により測定する臭気指数基準を定める臭気指数規制が選択できるようになりました。

現実の臭気は、多数の臭気物質が、測定機器では検出できないほどの低濃度で混合しているものが多いなど、嗅覚による臭気指数の規制が適しています。

環境確保条例では、悪臭防止法の規定に基づく臭気指数による規制が導入されています。

規制基準は、敷地境界、気体排出口及び排水について定められています。

悪臭の苦情があった場合は、発生源を指導して苦情の解決に努めています。

(5) 土壌汚染対策

江東区は、しゅんせつ土などによる埋立地が区域のほとんどを占めていて、かつては工業地帯の中心地として多くの工場・事業場が操業していたため、埋め立てや工場の操業に由来する土壌汚染の可能性のある地域です。

昭和48年に江東区や江戸川区等で六価クロム鉱さい問題が発生したり、近年はマンション建設などにおいて汚染土壌が発見されるなど、市街地の土壌汚染対策が必要とされました。このため、江東区では「江東区マンション等の建設に関する条例」(平成20年4月1日施行)に基づいて、1,000㎡以上3,000㎡未満の敷地面積の建設計画時には、土壌汚染に関する事前協議を指導しています。

平成13年に施行された東京都環境確保条例では、汚染土壌処理基準が定められ、有害物質取扱事業者又は3,000㎡以上の敷地の土地改変を行う者は、土壌汚染調査を行い、汚染処理計画な

どを策定して、対策を実施しなければならなくなりました。

さらに、平成15年2月から施行されている土壤汚染対策法では、有害物質を使用している特定施設をもつ工場又は事業場の敷地であったところについては、土壤汚染状況調査、指定区域の指定、汚染の除去等の措置が必要になりました。同法は平成21年4月に土壤汚染状況の把握のための制度を拡充したり、搬出土壌の適正処理を確保する等の改正が行われました。

4. 循環型社会の構築

(1) 3Rの取り組み

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式により、廃棄物の急増による最終処分場の逼迫や資源・エネルギーの枯渇、地球温暖化など、様々な環境問題が生じています。

こうした環境問題を克服し、持続可能な社会の実現に向け、リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の3Rを基本とした、環境負荷の少ない循環型社会の実現のため、様々な取り組みを進めています。今後は今まで以上に、ごみになるものをリフューズ(断る)することやリペア(修理)して使うことについても強く発信していきます。

<ごみ減量アイデアの募集>

ホームページに掲載し、区民からごみ減量のアイデアを募集しています。寄せられたアイデアは、区民まつり及びホームページで紹介しています。

<ごみダイエット家計簿>

平成20年3月にごみダイエット家計簿を作成しました。このパンフレットは「ごみを減らすための基礎知識」編と「実践」編の2部構成となっており、楽しみながら、ごみの減量に取り組めるようになっています。

<「ごみ減量と環境配慮」の買い物ガイド>

江東区再商品化等利用ガイドラインとして「ごみ減量と環境配慮」の買い物ガイドを作成しました。このガイドラインでは買い物をする際に、ごみの減量と再生品や環境に配慮した製品の積極的な利用に努めていただくための基準を定めています。

<家庭用生ごみ処理器のあっせん>

ごみ減量と生ごみの有効利用のため、家庭用生ごみ処理器のあっせんを行っています。

<使わなくなった机・イス等を利用した海外支援事業>

学校で使わなくなった机・イスや区民・企業等から寄付された学用品を、江東区・海外リサイクル支援協会(NGO)・JHP学校をつくる会(NPO)の三者が協力して、カンボジアに贈っています。

<こどもまつり・環境フェア・区民まつりでの普及・啓発>

清掃リサイクル課・清掃事務所が共同でブースを設け、パネル展示やゲーム形式等によりごみ減量の普及・啓発活動をしています。

<ごみ減量アドバイザー>

清掃事務所では、職員がごみ減量アドバイザーとして地域の環境学習の手助けやごみのよ

ろず相談、清掃懇談会、清掃施設見学会の開催、清掃ニュースの発行などを行い、ごみの減量に取り組んでいます。

＜いかせる粗大ごみ作戦＞

清掃事務所では、ごみ減量の啓発事業として、収集した粗大ごみの中から、家具など再利用可能なものを修理・研磨し、区のイベント会場で、希望する区民に有償で提供しています。再生家具の収集が不十分であるという課題がありますが、今後は粗大ごみを展示する企画を検討し、区民に「もったいない」の意識を周知します。

＜事業用建築物への排出指導＞

事業用建築物で延床面積3,000㎡以上のものに対して、条例によりその所有者に廃棄物管理責任者の選任と再利用に関する計画書の提出及び再利用保管場所の設置を義務付け、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量・リサイクルを図るとともに、協力するよう指導を行っています。

また、延床面積1,000㎡以上、3,000㎡未満の事業用建築物についても、要綱に基づき排出指導を行っています。

（２）資源回収・リサイクルの推進

＜古紙の回収＞

新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの3品目に分けて、週1回集積所で回収しています。小規模事業者から排出される事業系の古紙は有料で回収しています。

＜びん・缶・ペットボトルの回収＞

集積所にびん・缶・ペットボトルの品目別にコンテナを置き回収しています。（1回/週）

（ペットボトルについては、スーパーやコンビニエンスストアでの店頭回収も行っています）

回収したびん・缶・ペットボトルは、新木場にある一般廃棄物処理施設（資源ごみ処理）

「江東区リサイクルパーク」で資源化の中間処理が行われた後、業者に引き取られ原料として再利用されます。

＜発泡トレイ・発泡スチロールの回収＞

平成19年5月から、区施設12箇所で発泡トレイの拠点回収を始めました。平成21年3月30日から品目を拡大し、トレイ形状のもの



江東区リサイクルパーク



びん選別コンベア・選別シュート

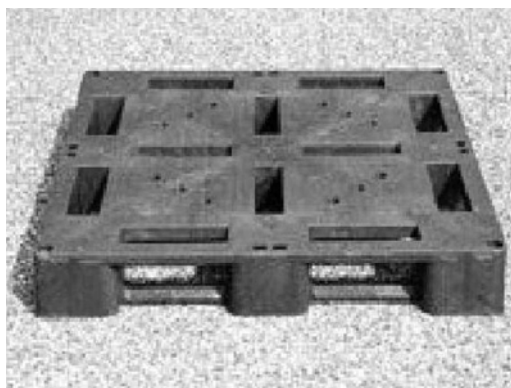
に追加して発泡スチロール製の容器及び緩衝材も回収を始めました。また、品目拡大と同時に、拠点回収から週1回の集積所回収に変更しました。集積所に置かれた灰色のコンテナ(一部集合住宅はネット)で回収しています。発泡トレイ・発泡スチロールは回収後、資源化業者に再生処理を依頼し、プラスチック製品の原料等になります。また、平成22年4月からプラスチックの原料となるペレット化までの処理を区内でできるようにNPO法人と連携し、準備を進めています。

＜容器包装プラスチックの回収＞

容器包装プラスチックとは、商品が入っているプラスチック製の容器や包装のことで、容器包装リサイクル法により、リサイクルに取り組むことが定められています。

平成21年3月30日から、新たに容器包装プラスチックの日(プラマークの日)を設け、容器包装プラスチックの集積所回収を始めました。週1回回収しています。

回収した容器包装プラスチックは、中間処理施設にて選別処理されたあと、再商品化事業者へ引き渡され、再生されます。



日本容器包装リサイクル協会のHPより 再商品化の例(パレット)

＜集団回収＞

集団回収とは、地域で自主的に行うリサイクル活動のことで、実践団体(町会・自治会・子ども会・老人会・PTAなどのグループ)が、自分たちで決めた日時に家庭から出る資源を持ち寄り、独自に契約した資源回収業者に引き渡します。区では、集団回収を行っている団体に支援(報奨金の支給など)を行っています。平成21年3月末現在、560の実践団体が集団回収を行っています。

＜乾電池の拠点回収＞

出張所、文化センターなど区施設26箇所に回収ボックスを設置し、乾電池類の回収に取り組んでいます。

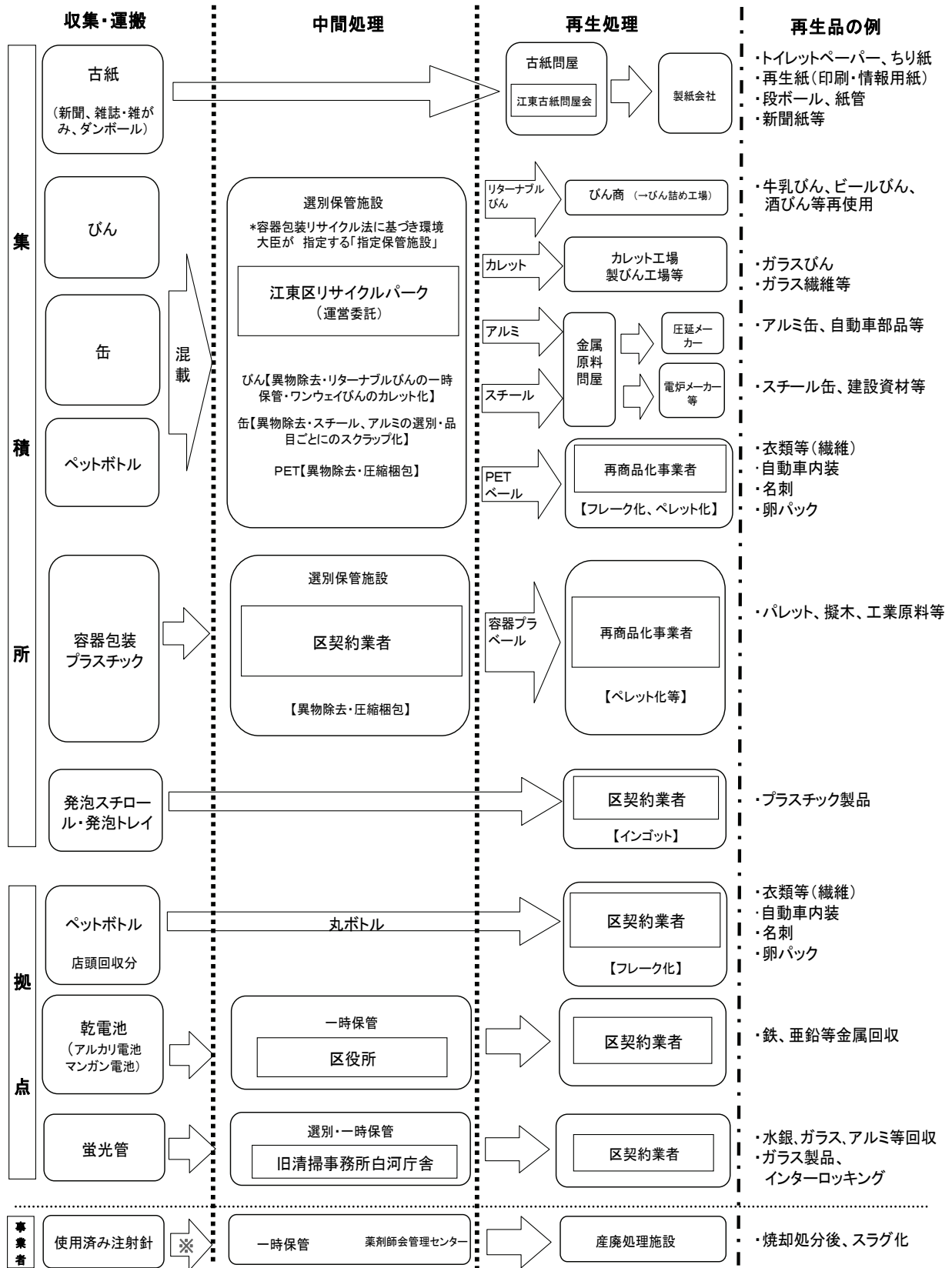
回収された乾電池類は金属精錬メーカーに依頼し、鉄や亜鉛等に再生されます。

＜蛍光管の拠点回収＞

平成19年11月から区内の電器店や生活用品店など5店に協力を依頼し、家庭から出る蛍光管の拠点回収モデル実施を始めました。平成20年11月には協力店の数を拡大し、平成21年3月現在、36店が協力しています。4月からは、区施設10箇所にも回収ボックスを設置し事業の拡大をいたしました。

回収された蛍光管は、再生処理工場に依頼し、ガラス・鉄・水銀に分解され、再生処理されます。

図表 2-10 リサイクルの流れ（概要）



※使用済み注射針回収事業は、(社)東京都薬剤師会(及び地域支部薬剤師会)が実施しているものであるが、本区では、江東区薬剤師会に対して、注射針回収容器の提供を行っている。

図表2-11 江東区の資源回収量の推移

単位:トン

	分別回収(集積所回収)							拠点回収					集団回収	資源回収量 合計
	びん	缶	ペットボトル	新聞	雑誌	ダンボール	合計	ペットボトル 店頭回収	乾電池	トレイ	蛍光管	合計		
平成11年度	2,263	1,193	466	1,256			5,178		7			7	12,942	18,127
平成12年度	2,730	1,381	650	2,434	2,408	1,790	11,393	122	8			130	14,372	25,895
平成13年度	2,782	1,365	718	2,511	2,434	1,868	11,678	125	9			134	14,781	26,593
平成14年度	3,266	1,563	1,100	2,331	2,385	2,066	12,711	129	13			142	14,113	26,966
平成15年度	3,191	1,358	1,245	2,243	2,006	2,014	12,057	135	12			147	14,692	26,895
平成16年度	3,333	1,283	1,341	2,714	2,013	2,074	12,758	158	12			170	15,842	28,770
平成17年度	3,487	1,225	1,531	3,623	2,253	2,150	14,269	161	11			172	16,664	31,105
平成18年度	3,576	1,257	1,565	3,625	2,299	2,206	14,528	230	12			242	17,502	32,271
平成19年度	3,666	1,295	1,619	3,287	2,195	2,203	14,265	145	13	0.2	0.7	159	17,054	31,477
平成20年度	3,858	1,055	1,780	2,245	1,660	2,170	12,776	135	12	0.5	5.0	153	16,357	29,286

※端数処理の関係で、「資源回収量合計」値と「集積所回収」、「拠点回収」、「集団回収」の各合計及びその合計値は一致しない場合があります。

※発泡トレイは平成19年5月からの資源回収量

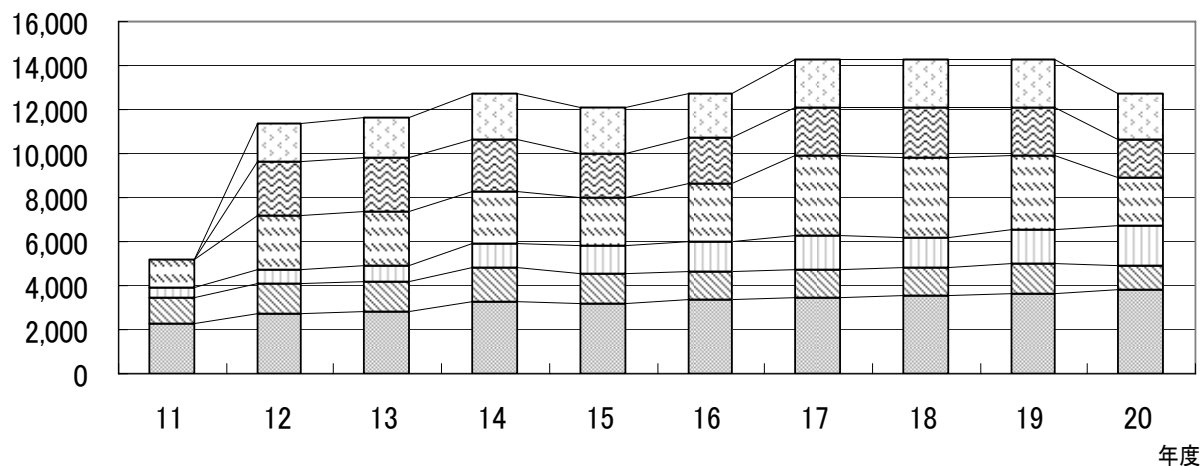
※蛍光管は平成19年11月からの資源回収量

※平成20年度分別回収(集積所回収)の回収量合計は、3月30・31日の容器包装プラスチック(8.7トン)と発泡トレイ・発泡スチロール(1.1トン)の回収分を含みます。

図表2-12 江東区の資源回収量(集積所回収)の推移

■びん ■缶 □ペットボトル ■新聞 ■雑誌 □ダンボール

単位:t



※平成11年度の新聞・雑誌・ダンボール資源回収量は合計の回収量を記載(グラフでは、「新聞」として表示されています。)

5. 環境学習の取り組み

(1) 江東区における環境学習活動

持続可能な社会づくりのためには、私たち一人ひとりが責任を持って環境に配慮した生活や活動をしていく必要があります。

そのためには、様々な地球環境の現状を正しく理解して問題点を明らかにし、どのような取り組みができるかを学び考える必要があります。



環境学習情報館 えこっくる江東

<えこっくる江東>

江東区環境学習情報館（えこっくる江東）は、環境に関する学習、活動及び情報発信の拠点として、平成19年2月12日に江東区潮見に開館しました。1階に常設展示室、2階に企画展示コーナー、情報コーナー、ワークショップルーム、研修室があり、屋上には太陽光発電のパネルや風力発電機、屋外にはビオトープがあります。

「えこっくる江東」では、団体見学者に対する館内案内や環境学習講座、啓発イベント等の環境学習事業を実施しています。



えこっくる江東キャラクター
たすけくん

<環境学習プログラム>

「えこっくる江東」では、土日や夏休みなどの休日を中心に、下記のようなテーマで環境学習講座やワークショップを行っています。

- 自然・生きもの
- 地球環境
- 3R・ごみ
- ライフスタイル
- 資源・エネルギー・食料



夏休みの講座の様子

<江東エコキッズ事業>

3歳から中学生までのこどもを対象に、「えこっくる江東」の講座に参加するとポイントがもらえるポイントカード制度や、興味のある専門分野で定期的に活動を実施していくクラブ制度があります。専門のクラブで定期的に講座に参加することで、より継続的で発展的な活動が行えます。

＜エコリーダー養成講座＞

地域で環境保全活動を行う区民の育成を目的に、江東区では「エコリーダー養成講座」を開催しています。13年度からこれまでの8年間で延べ190名が修了され、みどりのカーテンの普及活動など、各地域で活躍されています。

講座はエコリーダー養成講座修了生の協力で企画・運営され、講義だけではなくフィールドワークやワークショップなど、より実践的な内容を多く取り入れることで、修了後に活動できる力を養っています。



エコリーダー養成講座の様子

＜江東区環境フェア＞

江東区環境フェアは、持続可能な社会を目指して、区民、企業、区などの各主体が良好なパートナーシップのもとに協力して、区民一人ひとりが自らの生活を見直し、環境に配慮したライフスタイルを確立するためのきっかけづくりを目指して、平成20年度より開催しているものです。

平成20年度は、区や企業、NPOによるパネル展示、ワークショップ、工作教室のほか、ミニコンサートや電気自動車の試乗会を開催しました。



江東区環境フェアの様子

＜エコツアー＞

町会・自治会、PTA、子ども会を対象に、「えこっくる江東」と近郊の環境施設を体験学習できる天ぷら廃油バスを使った日帰りエコツアーを実施しています。また区内の小学校を対象に、路線バスによる送迎エコツアーも行っています。常設展示室をスタッフが案内する館内エコツアーも随時実施しています。

＜環境学習情報＞

「えこっくる江東」で行われる講座やイベントの情報は、広報紙「たすけ通信」（区公共施設で配布）とメールマガジン「えこっくる江東マガジン」を定期発行するほか、江東区報、ホームページで紹介しています。

＜清掃事務所における環境学習＞

区内の小学校4年生を主な対象として、清掃事務所の職員が学校に出向き、ごみやリサイクルについての講義や実習を行い、地域の環境に対する公共心やごみの減量化の必要性などについて、理解を深める場として環境学習（ふれあい授業）を実施しています。

6. 現行計画の検証

(1) 現行計画の検証まとめ

現江東区環境基本計画

4つの都市像	基本施策	重点プログラム	目標	数値実績及び取組状況(平成20年度)		評価及びコメント		
				数値	取組状況	評価	コメント	
環境配慮都市	ルート1 ごみの減量・リサイクルの推進	● ごみゼロ運動等の推進 ○ 江東区再生品利用ガイドラインの策定	ごみ量：654.0g/日 資源化率：25.8% (平成20年度) 江東区再生品利用ガイドラインの策定	ごみ量：636.0g/日 資源化率：24% (平成20年度)	・幼少期からごみの減量や物を大切にすることを育て、小学校で「環境学習」を実施 ・環境フェアで「いける粗大ごみ作成」を実施 ・ごみ減量のアイデアを募集し、区民まつり及びホームページで紹介 等 ・江東区再生品利用ガイドラインを区ホームページに掲載するとともに、区報でも紹介。 ・区民まつり出展ブースで、江東区再生品等利用ガイドライン概要版を配布	B	ごみ量、資源化率については、普及啓発、ごみ減量行動の実践の効果が表れている。区民まつりのごみ量についても、さらなる減量に向けて周知啓発活動を今後も継続していきたい。	
	ルート2 省エネルギー等の推進	● 省エネルギーの具体策など取組方法紹介	2009年度行政温室効果ガス排出量：12%削減 (2000年度比)	2007年度行政温室効果ガス排出量：5.2%削減(2000年度比) ※太陽光余剰電力、若洲風力発電による削減効果を加味： 8.8%削減	・燃料電池発電等講座を3回開催。 ・地球温暖化講演会を3回開催。 ・家庭のCO2排出量削減のため、「環境家計簿WEB版」を開設 ・「江東区庁内環境配慮推進計画」の取り組みを推進 等	B	講座や企画展示、ハンドブックの配布等を通じて、省エネについてのアピールを図った。江東区庁内環境配慮推進計画による温室効果ガス排出量削減は▲5.2%(太陽光余剰電力、若洲風力発電による削減効果を加味：2000年度比▲8.8%)を達成。「環境家計簿(WEB版)」 「カーボンマイナスこどもアクション」「太陽光・省エネ設備導入に対する助成制度」により家庭部門でのCO2削減の取り組みを強化している。	
	ルート3 水循環健全化の推進	● 雨水利用の推進 ○ 風力発電施設などを活用した環境学習の推進	数値目標なし 数値目標なし	施設数：53 集水面積：97.379m ² 雨水槽容量：15.322m ³ (平成20年度)	・環境学習情報館展示室において、江東区の雨水利用の取り組みをグラフィックで紹介。 ソーラーッキング講座：1回 風車工作：2回 江東エコキッズ事業：100回(平成20年度)	左記同じ	A	公共施設に対する雨水利用は計画的に順次導入されている。
	ルート4 地球環境問題への取り組み	ルート2と同じ					A	江東エコキッズ事業を充実した。
	ルート5 ヒートアイランド対策の推進	● ヒートアイランド対策としての緑の活用などの検討	屋上緑化助成対象面積：950m ² (平成17年度から平成20年度の累計)	・屋上緑化助成面積：235m ² (平成17年度から平成20年度の累計) ・公共施設の屋上緑化を2件実施。・校庭芝生を3校実施。・公共施設 みどりのカーテン設置9件 等			B	20年度は、屋上緑化の申請が少なかったが、他の取り組みは順調である。
自然共生都市	ルート6 生態系の保全	○ 生物生息状況調査の実施 ● 生態系に配慮した地域空間整備(エコスペースの整備) ○ 区民が自然とふれあうことができる自然観察会の開催	数値目標なし ポケットエコスペース：49箇所 (平成22年度) 数値目標なし	生き物調査初心者講習会：1回 三番瀬観察会：1回 セミの羽化の観察会：1回 秋に鳴く虫の観察会：1回 冬鳥の観察会：4回 公園の自然観察会：2回 (平成20年度)	左記同じ	B	区民による生き物調査(隔年)が行われて、データの蓄積が始まったところである。参加者は少ないが、ボランティア育成の進展に伴い、修了生を中心に観察会も活発に行われている。	
	ルート7 公園・緑地の整備	○ 多目的な公園等整備	親水公園：1園 一般公園：4園 児童公園：2園(平成22年度)	計画通り整備中	・横間川親水公園、木場親水公園、深川公園の整備。	B	親水公園の改修は、整備計画どおり進んでいる。公園・児童遊園は、目標の改修箇所を明確にし、今後も継続して整備を進めていく。	
	ルート8 水辺環境の整備	○ 生態系に配慮した水辺環境整備	水辺の散歩道：18,905mのうち75.4%を整備 湖風の散歩道：29,100mのうち23.2%を整備 (平成22年度)	湖風の散歩道：29,100mのうち19.6% (平成20年度)	・湖風の散歩道延長487m。		B	平成19年度からの計画に沿って進めている。水辺の散歩道、湖風の散歩道とも、地域沿岸住民及び関係機関の協力を得て、今後とも整備を進めていく。
	ルート9 身近な緑の増量	● 区民・事業者による緑化の推進	屋上緑化助成面積：950m ² (平成17年度から平成20年度の累計)	・屋上緑化助成面積：235m ² (平成17年度から平成20年度の累計) ・保護樹木助成を169本、保護樹林助成を2箇所実施 ・敷地面積250m ² 以上の建築計画に際しての緑化指導を112件			B	20年度屋上緑化助成の申請が減少したが、保護樹木本数が増加した。
	ルート10 大気環境汚染防止対策の推進	● 自動車低公害化の促進	粒子状物質減少装置装着助成 小型車：40台 大型車：20台	粒子状物質減少装置装着助成 小型車：19台 大型車：4台(平成20年度)	・自動車の低公害化を対象に環境保全対策資金融資貸付制度の事前審査申し込みを受け。 ・区内の事業所等にアイドリリングストップの協力要請を行うとともに、防災センターにアイドリリングストップを呼びかける懸垂幕を懸架		B	低公害車への買い替えや自動車排出ガス規制によりNOx(窒素酸化物)やSPM(浮遊粒子状物質)は減少が続いている。Ox(光化学オキシダント)は横ばいの状態が続いており、現在の取り組みを継続していく必要がある。
健康安全都市	ルート11 水環境汚染防止対策の推進	● 河川等の水質浄化に向けての取り組み	河川 BOD：5mg/l以下 DO：5mg/l以上 SS：50mg/l以下 運河 COD：8mg/l以下 DO：2mg/l以上	河川 BOD：1.0mg/l DO：3.9mg/l SS：3mg/l 運河 COD：4.8mg/l DO：4.9mg/l (平成20年度)	・年間4回、pH、BOD、COD、DO、SS等の12項目について、永代橋等の区内河川15地点で、水質調査を実施 ・水質調査体験会を3回実施。 ・船上からの水辺探検を1回実施。	B	評価B：河川のBOD、pH、SS、また運河のpH、CODは環境基準を達成する状況が続いている。 評価C：河川水質改善対策については、雨天時における下水道ポンプ所からの排水による河川の汚濁問題等解決すべき課題があり、さらなる取り組みが必要である。	
	ルート12 騒音・振動等の公害対策の推進	○ 都市生活型公害防止マニュアルの普及	数値目標なし	都市生活型公害防止マニュアルの配布及び適切な指導の実施 (平成20年度)	・都市生活公害防止マニュアル「その音大丈夫ですか?」300部作成	B	近隣住民同士の騒音等トラブルの際に、同マニュアルを当事者に配布して適切な情報提供と指導を行うとともに、集合住宅管理組合役員等の相談の際、住民周知用に配布している。	
	ルート13 健康被害防止対策の推進	○ 有害化学物質の監視・調査 ○ シックハウス対策等の推進	ダイオキシン類 水質：1pg-TEQ/l以下 底質：150pg-TEQ/g以下 ベンゼン 大気：3μg/m ³ 以下	ダイオキシン類 水質：0.22pg-TEQ/l 底質：25pg-TEQ/g ベンゼン 沿道：2.3μg/m ³ 後背地：2.1μg/m ³ (平成20年度)	・区内河川(5地点)の水質、底質中のダイオキシン類による汚染状況を調査。 ・交通量の多い幹線道路について、沿道とその後背地を年2回調査。 ・区民相談窓口等による相談対応(相談件数5件) ・公共施設の整備計画に基づき整備(新築・改築：精密測定3施設、改修：精密測定14施設)		B	○ダイオキシン類 評価B：水質、底質ともに環境基準を達成しているが、今後とも調査を続ける必要がある。 ○ベンゼン 評価B：沿道、後背地ともに環境基準を達成しているが、今後とも調査を続ける必要がある。 現在、施工監理の徹底により良好な環境確保が出来ている。今後、改築・改修等は年々増加傾向にあるため、対策にあたっては今まで以上に徹底した取り組みが必要となる。
快適文化都市	ルート14 景観・美観の向上	○ 景観上重要な建造物と地区の指定	都市景観重要建造物：8ヶ所(平成21年度) [これまでの達成4ヶ所(4橋)] 景観重点地区：1ヶ所(平成18年度以降)	・景観重点地区の景観づくりの誘導及び保全を1ヶ所で実施。 ・景観づくり区民団体の支援を1団体に実施。		B	萬年橋のライトアップが完成したことにより、景観重点地区のランドマークとなった。今後公共施設の改修においても景観に配慮していきたい。	
	ルート15 歴史的財産の継承と文化的環境の創出	● 江東区アメニティマップの作成	アメニティマップの作成：5項目 (平成20年度まで)	アメニティマップの作成：5項目を達成(平成20年度まで)	環境活動を行う区民団体に協力を仰ぎ、「みどり」をテーマにしたマップを作成	A	20年度末で、5種類のマップを作成し、目標を達成した。	
	ルート16 快適なまちづくりの推進	○ やさしいまちづくり実行計画実践と継続 ● 自転車駐車場の整備と放置自転車の一掃をめざす	民間集合住宅共用部のバリアフリー化、だれでもトイレの整備、やさしいまちづくりハンドブックの作成など12項目 放置自転車：4,200台(平成21年度)	7項目(平成20年度) ※平成20年度目標を達成した項目数 放置自転車：3,975台(平成20年度)	・やさしいまちづくりワークショップの開催。 ・災害時バリアフリー避難所体験学習の開催。 ・自転車駐車場の整備。 ・駅前放置自転車クリーンアップキャンペーン実施。		A	重点施策について成果がある。
形バートナーシップ	ルート17 環境情報の提供	○ 江東区環境行動計画の策定(実行)	数値目標なし	・江東区環境行動計画を策定(平成17年度) ・行動計画の重点プログラムに沿った事業の実施。		A	行動計画策定という当初の目標は達成された。	
	ルート18 環境学習の体系的な推進	○ 環境情報システム及び環境学習の充実	エコリーダー養成講座卒業生：200名 (平成21年度)	エコリーダー養成講座卒業生：190名 (平成20年度)	・えこくくる江東のホームページの更新及び情報誌「たすけ通信」発行。 ・環境学習講座・イベントを256回開催。 ・「カーボンマイナスこどもアクション」を実施	A	・講座・イベントの回数、人数ともに倍増した。 ・環境フェアを実行委員会で開催した。 ・小学校5年生児童及びその家庭を中心に、CO2排出削減の具体的な成果が得られた。	
	ルート19 ライフスタイルの転換	○ 江東区環境白書の発行	「江東区の環境」の発行：毎年 「江東区環境白書」の発行：平成21年度	・「江東区の環境」を発行：毎年(700部)		A	平成16年度より毎年「江東区の環境」を発行。	

○：環境基本計画で設定されているプログラム
●：環境行動計画にも設定されているプログラム

A：極めて良好
B：概ね良好
C：良好でない